人工内耳が現れてからの聴覚補償と情報保障

東京大学 先端科学技術研究センター 大沼直紀

1. 聴覚補償から情報保障へ

聴覚障害者に対する「障害補償」と「情報保障」とは混同されがちです。「聴覚補償」(聴覚障害の補償)とは、例えばよくフィッティングされた補聴器を活用すること、人工内耳の手術を受け聴力を得ること、より明瞭に話すための発音指導を受けること、口形の動きから意味をとらえる読話力を伸ばすこと、あるいは手話の力を身につけることなど、主として聴覚障害者が持っている自分自身の障害を軽減したり改善したりすることを指します。一方、「情報保障」とは、例えば会場に磁気ループを敷設したりしてFM補聴システムを用意すること、音声を字幕に代えてスクリーンに映し出すこと、手話通訳者や要約筆記者等を配置することなど、主として情報が伝わりやすくするための環境を整えることを指します。

聴覚障害者の生活の質を高めるには、その障害を「補償」することだけにとどまらず、 伝わりにくい情報を周囲から「保障」するための環境改善も重要です。そして結局、最 後には聴覚障害者に直接対応する周囲の人々の理解がなければ何も進展しません。我が 国の聴覚障害者への支援は、聴覚補償の時代から情報保障の時代へと次の5つの段階を 経て進展してきました。

- ①よりよく聞こえるようになるための「聴覚補償」(補聴器フィッティング、人工内 耳手術、聴能訓練など)を。
 - ②よりよく話せるようになるための「聴覚補償」(発音訓練、読話訓練など)を。
- ③十分に聞こえなくても・話せなくてもいい。その代わりとなる言語手段(モード)による「情報保障」(要約筆記、手話通訳など)を。
- ④十分に聞こえなくても・話せなくても伝わる、代わりの感覚代行機器(メディア)等による「情報保障」(リアルタイム字幕提示装置、音声認識/文字変換装置、手話画像提示装置など)を。
- ⑤聴覚障害(者)が社会に「理解」されるための啓発活動(一般の人々への情報提供、情報保障支援者の養成など)を。

今後ますます人工内耳が普及する新しい時代にあっては、①、②が駄目なら③をと「補償」から「保障」へと向かうだけではなく、個々人のニーズに即して聴覚補償の可能性を改めて確かめながら、障害補償と情報保障のバランスをとり総合的な支援を行う必要があります。

2. 手話も人工内耳も融通無碍に

21 世紀の障害者を取り巻く情報保障の環境は、社会の変化と科学技術の進歩に合わせて着実な進展を見せています。聴覚障害者が社会生活するうえで、聴覚を活用する方法を採るか手話を使う方法を採るか、どちらか一つを選ばなければならないなどという悩みはずっと少なくなり、当然どちらの恩恵も受けなければもったいない世の中になるでしょう。つまり、どちらの手段でも融通無碍に受け入れられるという、聴覚障害者と関係者の姿勢が大事になります。

手話通訳や文字情報提示のシステムが進歩したので、音声の情報は「言葉を見る」ことに代えて保障される環境が整ってきました。同時に補聴器や人工内耳の進歩と装用者の増加により、重度な聴覚障害者にも音や音声そのものの入力が保障される環境が整ってきました。補聴器・人工内耳により「音を感じる世界」と手話・文字により「言葉を見る世界」とに自分をうまく適合させた聾者・難聴者が増えています。人工内耳と手話を併用してもおかしくない時代を迎えているのです。最重度難聴の子どもの耳に対して音情報に接する機会をも保障しておきたいと考える親自らの責任で、人工内耳が選択肢の一つとして手話に加わる新しい時代に入ったと思われます。

重度な聴覚障害者のために設立された筑波技術大学で学ぶ学生の障害補償・情報保障の様子を見ていると、「音を感じる世界と言葉を見る世界」とに自分をうまく適合させた新しいタイプの聾者・難聴者が生まれ育ってきていることが実感させられます。1歳から2歳代に初めての補聴器を装用して以来、音の世界を知り、音声言語を獲得し、その後、筑波技術大学のキャンパスでは同じ多くの聴覚障害者とめぐり合い、手話で思いのたけを述べ、聴覚障害者として生きる自信を得て、インターネットによる書記言語コミュニケーションを駆使するようになった彼らの中には、身の回りにあるたくさんの環境音等を認識し、自分の好きな音楽を身近において聴くことを好む聴覚障害青年も少なくありません。

聴覚障害者と関わる者は、もはや手話だけでは満足しない青年が育っていることに気がつかないといけません。特に大学などの高度専門的な教育の場では、「手話+文字」、手話に文字が加わった講義保障がなされないと教育バリアが取り除けないと考える青年が確実に増えています。彼らはさらに「手話+文字+音・音声」を求めようとしています。これからの新しい聾・難聴青年は残存聴覚を活用することの意義を融通無碍に受け止め、社会に出てからもデジタル補聴器あるいは人工内耳、手話/音声/文字変換機器などの新しい恩恵を生涯受け続けることができるでしょう。

3. 人工内耳の出現

聴覚障害児の教育にも深く関わり貢献したアレキサンダー・グラハム・ベルが電話機を発明した 1887 年以降、電気式補聴器はそれぞれの時代の最先端の技術開発に呼応して発展を遂げてきました。特にデジタル式補聴器の開発研究は 1980 年代後半より目覚

ましく、補聴器のフィッティング方法の研究と相まって、個々の難聴の特徴に合わせて 電気音響学的特性を処方し選択増幅することができるようになりました。補聴器による 聴覚補償の研究から始まったオーディオロジー(聴覚補償学)の領域では、今や人工内 耳に関わる医療、教育が重要なテーマを占めています。聴覚障害への人工内耳手術の適 応は完全に実用化の時代に入っており、人工内耳手術後の聞こえは一般に劇的に改善さ れます。しかし、音や音声を聞いて意味を理解する聴覚的理解能(聴能)は、更にその 新生の聴覚を通してコミュニケーション環境の中で学習されなければならないもので す。人工内耳の埋め込み手術を終えた聴覚障害児が術後にそれを実際に「適用」してい くようになるため支援環境が重要です。

補聴器をフィッティングしたり、人工内耳手術を受けることの意味が、単に音声がよく聞き取れるようになりコミュニケーションに役立つことだと狭くとらえられがちですが、人間にとっての聴覚の大事な意味には、たとえ「音声 (話し言葉)」の聞き分けには役立たなくとも、「音 (環境音・音楽など)」が聞こえることにより生活の空間や感性に広がりを見せるという側面があることを見失いたくないものです。

従来の聴覚補償の医療や教育において、「耳は何のために付いているか」の問いに、「言葉を聞くため、言葉を覚えるため、言葉を話すため」と答えてきたことから、聴覚活用の真の目的が履き違えられてしまったのでしょう。聴覚障害の程度が重くなればなるほど「音声」は耳から入りにくくなるので、手話や文字などの視覚で代償するほうが効果大となるのは当然です。問題なのは「手話があれば耳を塞いでしまっても大丈夫」と考えてしまうことです。人の耳から入る情報のうち言葉はそのほんの一部にすぎません。聴覚はもう使わないと決め込むことは、手話だけでは代行補償してくれない言葉以外のあらゆる「音」も受入れられなくなることなのです。文字や手話によって言葉の情報はよく保障さるようになっても、生活音や環境音などの「音」が抜け落ちてしまっていることに気が付かなければなりません。視覚だけを通した場合に生じる「音の抜け」を最新の補聴技術が補ってくれるのです。

4. 聴覚補償の展望

かつての日本では「聴覚口話法」のなかの、厳しい訓練を伴った「口話法(読話)」の部分を主に批判しようとしました。ところが勢い余って「聴覚」まで否定してしまったのではないでしょうか。聴覚障害児の発達を支援する方法やコミュニケーション手段の選択については、手話か口話か、日本語対応の手話か聾者の手話かなど、今も昔も議論が絶えなません。しかし何を採るにしても、それらに併せて残存保有する聴力を活用することは、手話の活用に何ら妨げになるものではありません。補聴器や人工内耳の力を借りて聴覚補償すること合わせて手話を使うことは何ら矛盾するものではないのです。「音を感じる世界と言葉を見る世界」とに自分をうまく適合させた新しいタイプの聾者・重度難聴者が生まれ育ってきています。人工内耳は我々の予想を超えて進歩して

きました。「人工内耳を装着して手話を使う聾者」が出現してもおかしくない時代を迎えています。耳は治らない。治らないから聾者でしかありえない。だから聾者としてのアイデンティティーを確立し聾者の世界をつくろう。そう考えてきたことに対して、将来見直しが必要な時代が来ることが予見されます。

昔、初めて人工内耳が出現したときも一波乱ありました。人工内耳の開発が成功する と全ての耳が治ってしまい、補聴器産業が成り立たなくなるらしい、そんなことを真剣 に考えた時代もあったのです。今では全ての難聴に人工内耳が適応されるわけではない ということが次第に分かってきて、その誤解が解けたわけです。最近の人工内耳は、聴力 レベルが 90-100dB より重い聴覚障害者には聴覚補償機器の一つとして安定化したとい えます。今後の医学の進歩によりこれまでは夢と考えられていた感音難聴の治療も盛ん になるでしょう。そうするとまた、聴覚障害者はいなくなる、聴覚障害者にとって暮ら しやすかった世界や聾文化がなくなってしまう、などという無用な心配が再燃するかも しれません。しかし、耳は治してもらわない方がいいと拒絶するような文化があるとし たら、限定された人間との繋がりしか持たない世界に自ら閉じこもっていくことになる でしょう。聴覚法、口話法、手話法など、どのような言語コミュニケーションの手段が 選択されようとも、「空気中に生まれた生物」としてのヒトにはだれもが音を受容する 権利があり、聴覚には人としての感性を広げる本源的な意義があるということを再確認 したいものです。どんなに重度な難聴の耳であっても、特に低い周波数帯に活用可能な 残存聴力を保有しています。最新の聴覚補償の科学技術により音の世界が拓かれる可能 性が増しています。